



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★除染ガイドラインの発行(環境省より)

環境省では、土壌等の除染等の措置の基準や除去土壌の処理の基準を定める環境省令などを具体的に示した「除染関係ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインは、汚染状況の調査測定方法や、除染、除去土壌の収集・運搬・保管などについてまとめたもので、本ガイドラインの内容は、今後の知見の蓄積を踏まえ、随時改訂される予定です。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14582>)

★メタンハイドレートの採掘試験開始(石油天然ガス・金属鉱物資源機構 より)

石油天然ガス・金属鉱物資源機構は2月15日、渥美半島の沖合で、次世代のエネルギー資源として期待される「メタンハイドレート」の海洋産出試験に向けた掘削作業を始めました。深い地中に埋蔵されているシャーベット状のメタンガス化合物のことで、日本近海の海底にもかなりの埋蔵量が予想されています。石油に比べ燃焼時の二酸化炭素排出量がおよそ半分であるため、地球温暖化対策としても有効とされる新エネルギーです。

(同機構のHP <http://www.iogmec.go.jp/index.html>)

★国連持続可能な開発会議(リオ+20)(外務省より)

2012年の6月20日~22日の間、ブラジルのリオデジャネイロにて、「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」が開催されます。1992年に開催されたりオ・地球サミット(環境と開発に関する国連会議)から20年となるのを機に開催されるもので、各国の首脳レベルが参加して持続可能な開発に関する様々な議題が話し合われます。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html)



COP17について

南アフリカ共和国ダーバンにおいて、2011年11月28日から12月11日まで、気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）が開催されました。

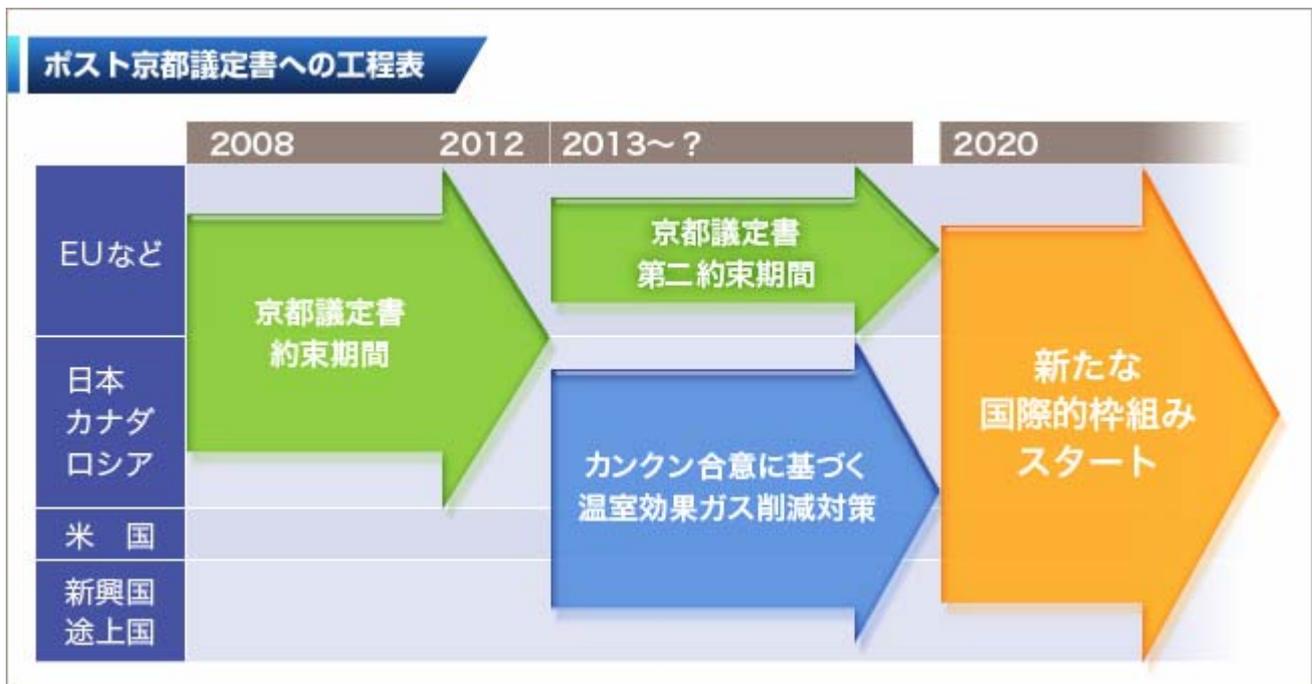
これまでの経緯

1997年のCOP3で締結された「京都議定書」の枠組みのもと、各国は地球温暖化の問題に取り組んできましたが、この京都議定書は2012年末で約束期間が終了します。そのため、京都議定書以降の枠組みの構築に向け、国際的な議論が続けられており、2009年のCOP15では「コペンハーゲン合意」が、2010年のCOP16では「カンクン合意」が交わされてきました。

今回、南アフリカのダーバンで開催された「COP17」においても、2013年以降の新たな法的枠組みをどうするかが、最大の焦点となりました。

COP17での議論

COP17においても、日本やEU等の先進国、インドや中国等の新興国、ツバル等の島嶼国やアフリカ等の最貧国との間で対立が生じ、議論が紛糾しました。そのため、会期延長という異例の事態となりましたが、各国とも最後まで粘り強い交渉を続けた結果、将来の枠組みに関し法的文書を作成するための新しいプロセスである「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の設置が決まり、新たな国際枠組みの構築に向けた道筋が示されました。



出典：外務省HP



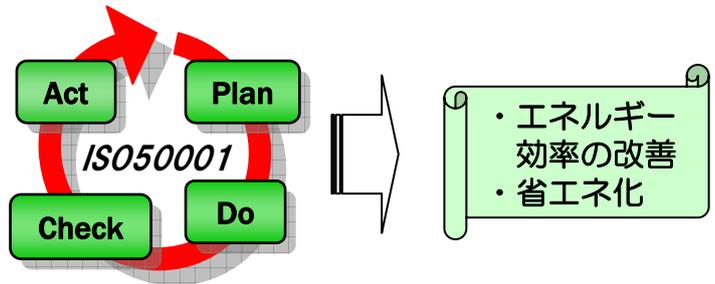
ISO50001について

地球温暖化を中心とした環境問題が年々深刻化する中、国際的に温暖化ガスの排出削減が大きな課題となっています。一方、エネルギー資源の安定的な供給確保が主要先進各国での最重要課題のひとつとなっています。この二つの課題の双方に関連する対応策として、自国内における個別企業の「省エネ化」が各国の共通テーマとして推進されています。

このような背景の下、個別組織におけるエネルギー効率や省エネの継続的改善を図ることを目的とした国際規格『ISO50001』が昨年6月に誕生しました。

ISO50001とは？

- ★エネルギー管理システムの国際規格
- ★目的は組織のエネルギー効率の改善、省エネ化
- ★第三者認証や自己宣言などの基準となる



ISO50001の特徴

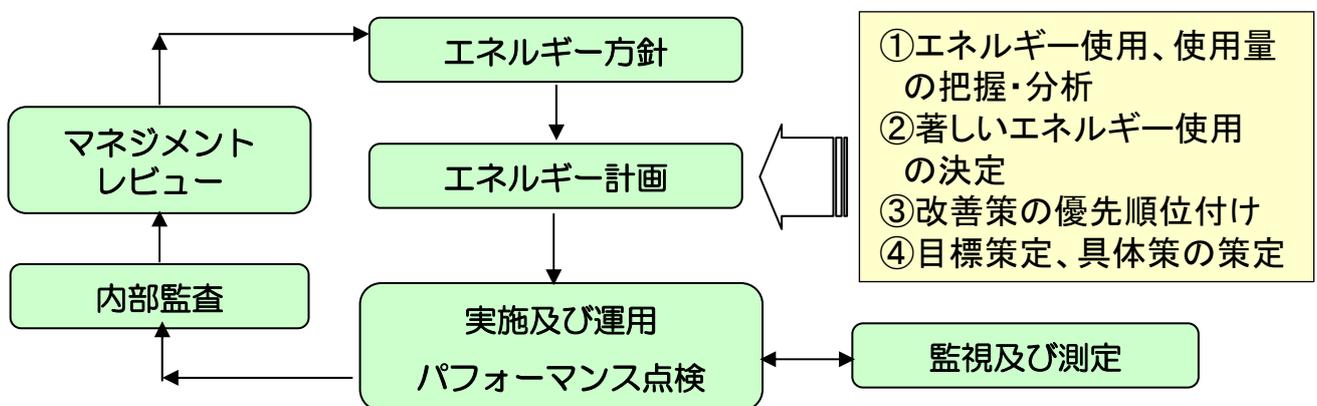
● 最高経営層の役割責任が重要視されている

施設改善計画など経営マターの案件が多いため、経営層自らの役割が広い。

● パフォーマンス重視型である

本規格は活動結果の改善度合いや目標達成度に重きを置いた、パフォーマンス重視型。これにより環境法規制対応のツールとして適している。

ISO50001の骨格





ティッピング・ポイント

ティッピング・ポイントとは元々はマーケティングにおいて流行の広がりを表現する際に用いられる概念で、小さな変化が積み重なって急激で大きな変化を引き起こす臨界点のことを指します。最近では、地球温暖化の脅威を語る際にこの言葉が使われることがしばしばあり、地球の温度が上昇し続けある温度に達して一気に温暖化が加速するタイミングを表現しています。

平均気温が何度上がったらティッピング・ポイントに達するののかについては議論が様々ありますが、その指標となるのが、南極とグリーンランドにおいて、氷床が海に流れ出ないように蓋をする役割を果たしている棚氷が崩落したときであると考えられています。

ストーンペーパー

ストーンペーパーとは、木やケナフを使用せず、石から抽出した無機鉱物粉末を原料として作られた紙のことです。木を伐採する必要がないため森林資源の保護につながります。また、製造時に紙を水で洗浄・漂白するプロセスが必要ないため、水資源の無駄遣いや漂白剤等化学薬品による水質汚染防止にも役立っています。この他にも、燃焼によるCO2排出量が少ない、リサイクルが容易、などといった特徴があり、次世代のエコペーパーとして注目を集めています。

グリーンビルディング

グリーンビルディングとは、建築物の環境に対する負荷をできるだけ減らして、建物の環境性能のみならず利用者の健康や利便性への影響も配慮した建物のことを指します。太陽光パネルの設置、グリーン電力証書の取得、ヒートアイランド現象への対策屋上緑化など、グリーンビルを目指す動きが現在急速に進められています。

日本政策投資銀行（DBJ）では、「DBJグリーンビルディング認証」という金融サービスを実施しています。これは環境や社会への配慮がなされた不動産をグリーンビルとして評価・認証する仕組みで、グリーンビルディングへの取り組みを支援する試みです。

建物の環境性能を評価する基準として用いられているのが「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」です。世界各国でも、米国ではLEED、英国ではBREEAMといった認証基準があり、グリーンビルディングへの取り組みが進められています。

ぶなの森ニュース

2012年3月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 03-5290-3519(営業部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります

<わしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください>

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：おなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.15%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.575%（税抜1.50%）**を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

■ **その他の費用・手数料**

◆ **監査報酬**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00315%（税抜0.0030%））を乗じた額とします。但し、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用（組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等）**

運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会/社団法人投資信託協会
社団法人日本証券投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。